

ID: 243

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市指定下水道工事店規則 第7条		
例 規 番 号	平成13年規則第142号		
【根拠条文】 (指定の更新) 第7条 指定工事店が、指定工事店の指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する日までに、指定申請書を市長に提出しなければならない。 2 指定申請書に添付し、又は提出する書類等は、次に掲げる書類とする。 (1) 営業所の平面図及び付近見取図及び営業所の写真 (2) 責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類 (3) 責任技術者の責任技術者証の写し 3 市長は、前項の場合において必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日